

委員会提出議案第 2 号

環太平洋連携協定（T P P）への拙速な交渉参加表明に反対する意見書
の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成23年3月24日 提出

提出者 周南市議会環境建設委員会

委員長 尾崎 隆則

(別紙)

環太平洋連携協定（T P P）への拙速な交渉参加表明に反対する意見書

平成22年11月9日、政府は、環太平洋連携協定（以下「T P P」という。）について、関係国との協議を開始することを閣議決定した。

T P Pは、これまでの経済連携協定（E P A）と異なり、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指す内容のものである。

我が国がこのT P Pに拙速に参加した場合、国内の農林水産業は壊滅的な打撃を受け、食料の安全保障を脅かす、国家の根幹にかかる重大な事態に立ち至ることが、十分に予見される。

農林水産業は、「食」を支えるだけでなく、関連産業も含めて地域における雇用の創出や経済の活性化に寄与しており、T P Pへの参加は、農林水産業のみならず、農山漁村を中心とする地域社会の崩壊をもたらしかねず、さらに広大な中山間地域を抱える本市においては、農業の多面的な機能の喪失に伴う環境への影響も懸念される。

政府において、今後、T P P交渉への参加を検討するに際しては、農業をはじめとする各分野への影響を十分に考慮するとともに、完全自由化に対応できる農林水産業への構造改革の筋道や、農山漁村の維持再生の方向性を明確にした上で、適切な国内対策を早急に確立する必要がある。

よって、周南市議会は、国会及び政府に対し、T P Pへの拙速な交渉参加をやめられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月24日

山口県 周南市議会